

## 議案第 6 3 号

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項中第 2 1 号を第 2 2 号とし、第 1 3 号から第 2 0 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (13) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年度において 5 日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内で必要と認める期間

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。